

農用地利用集積計画利用権設定申出書の提出要領
(農業経営基盤強化促進法・利用権設定等促進事業)

| | |
|------------------------|---|
| 1 期間及び期日 | <p>(1) 設定開始日は毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日の年4回です。</p> <p>(2) 利用権設定期間は原則1年以上10年以内です。ただし期間満了日は常に12月31日とします。</p> <p>(3) 申出書の提出期日は設定開始日の3月前の月末とします。</p> |
| 2 申出書の提出先・提出方法について | <p>・提出先：市役所 産業部 農林振興室 農政課 (西庁舎7階)</p> <p>・提出方法：窓口にご持参ください。</p> |
| 3 申出地について | <p>下記の農地については、利用権を設定できません。</p> <p>ア 市街化区域内的の農地</p> <p>イ 一時転用中の農地</p> <p>ウ 直近3年間に3条許可を得て取得した農地</p> |
| 4 利用権の設定を受ける者(借り手)について | <p>(1) 借り手は、以下のいずれかの方です。</p> <p>ア 農家要件を満たす方 (年間農業従事日数60日以上、経営面積1,000㎡以上を3年間耕作している)</p> <p>イ 農地所有適格法人</p> <p>ウ 農ライフ創生センターの担い手コース修了生</p> <p>エ 認定農業者、認定新規就農者</p> <p>(2) 農家要件を農地基本台帳で確認できない場合は、台帳の訂正が必要になります。</p> <p>(3) (1) 以外の場合は、解除条件付での貸借となります。</p> <p>(4) 住所は現住所を記載してください。市外在住者は、住民票の写し1通(コピー不可)を添付してください。</p> |
| 5 利用権の設定をする者(貸し手)について | <p>(1) 貸し手は、登記上の所有者となります。</p> <p>(2) 住所は現住所を記載してください。市外在住者(共有者を含む)は、住民票の写し1通を(コピー不可)添付してください。</p> <p>(3) 農地が共有名義の場合は、持分割合を合計して2分の1を超える名義人の同意が必要です。</p> <p>(4) 農地が相続登記未了の場合は、「被相続人名(死亡した登記名義人)」を明記し、持分割合を合計して2分の1を超える相続人の同意が必要です。</p> <p>【相続登記未了の場合の添付書類】 ※原本還付可能</p> <p>① 土地所有者が死亡していることが分かる除籍謄本の原本</p> <p>② 以下のいずれかを添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有者の相続人全員が分かる戸籍謄本(原戸籍)の原本 ・ 遺産分割協議書の写し ・ 法定相続情報証明の原本(法務局発行) |
| 6 その他 | <p>・印鑑の押し忘れがないよう注意してください。(特に共有者、相続人)</p> <p>・納税猶予地に利用権設定をする場合は税務署への手続きが必要になります。また、法改正前に受けた納税猶予地については終期が20年から永年へと変わりますのでご注意ください。</p> |